

平成24年度 定 時 総 会 議 案

日 時 平成24年5月24日（木） 午後2時30分

会 場 東京商工会議所ビル 国際会議場

議 案

- 第1号 平成23年度事業報告承認の件
- 第2号 平成23年度決算報告承認の件
- 第3号 平成24年度事業計画案承認の件
- 第4号 平成24年度予算案承認の件
- 第5号 役員の選任の件
- 第6号 公益社団法人への移行認定申請の件
- 第7号 定款の変更承認の件
- 第8号 行動規範及び懲戒規則の制定承認の件
- 第9号 会費規則の改定承認の件
- 第10号 役員の報酬等並びに費用に関する規程の制定承認の件
- 第11号 理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の改定承認の件

社団法人 日本年金数理人会

平成23年度事業報告承認の件

1. 総会に関する事項

(1) 平成23年度定時総会

日 時 平成23年5月25日 午後2時30分
会 場 東京商工会議所ビル 国際会議場
議 案 第1号 平成22年度事業報告承認の件
第2号 平成22年度決算報告承認の件
第3号 平成23年度事業計画案承認の件
第4号 公益社団法人への移行に関する件
第5号 平成23年度予算案承認の件

原案どおり承認された。

2. 事業概況

(1) 新公益法人への移行

- 新公益法人移行を踏まえた、当会の事業・組織・運営等に関する抜本的な検討を実施
- 新公益法人への移行に向け定款・規則等を整備
 - ・「定款の変更の案」の作成
 - ・「会費規則」、「選挙管理規則」、「役員の報酬等並びに費用に関する規程」の改定案の作成
 - ・現行の「倫理規範」の改正案として「行動規範」、「懲戒規則」を作成

(2) 新公益法人としての基盤整備

- 平成20年基準への会計基準の変更を踏まえて、会計システム並びに財務諸表の勘定科目を見直し

(3) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- 職業専門性研修会（平成24年1月25日）を実施

(4) 企業年金関連事項に関する提言

- 厚生労働省から公募された政省令・通知改正案への意見提出（平成23年8月、10月）

○会計基準に関する意見表明

- ・IASBのアジェンダコンサルテーションに対してコメントを提出（平成23年11月）
- ・IASBの円卓会議（シンガポール）に参加（平成24年1月）

○IAAの国際数理実務基準（総合版）の公開草案に対してコメントを提出（平成23年9月）

（５）企業年金の普及・発展に向けた年金財政に関する啓発事業

ア 能力判定試験

○平成23年度能力判定試験の実施

- ・平成23年10月3日～4日に実施（申込者数：のべ284名）

○能力判定試験の見直し

- ・平成24年度の能力判定試験から従来の基礎数理を「基礎数理Ⅰ」と「基礎数理Ⅱ」に分割することを決定（平成23年11月）

イ 大学院等への支援

○名古屋大学大学院での年金数理の寄附講座の継続

- ・当会から派遣した非常勤講師が講義を実施（平成23年8月）

○早稲田大学理工学術院での年金数理の正規講座への講師推薦等の支援開始

- ・当会の推薦により大学に任用された非常勤講師が講義を実施（平成23年9月～平成24年2月）

○東京理科大学、大阪大学、慶應義塾大学、東京工業大学の各大学院の正規講座への講師推薦等の支援継続

ウ 啓発活動

○「新版年金数理概論」の改定執筆を行い、朝倉書店より発刊（平成24年3月）

（６）実務基準の改編、整備と周知徹底

○企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即して、実務基準の迅速な制定、改編、整備と会員への周知徹底を推進

- ・「厚生年金基金実務基準」、「確定給付企業年金実務基準」の改定（財政運営基準の見直し等に伴う政省令・通知改正に関するもの）（平成24年1月以降）
- ・実務研修会で実務基準に関する講習を実施（平成24年3月）
- ・退職給付会計基準のコンバージェンス議論に併せて、当会の実務基準等の全面改定を検討

○確定給付企業年金制度に関するQ&Aの整備・充実

- ・ホームページ（会員ページ）掲載分のQ&Aの見直し（平成24年1月以降）

（７）年金数理の専門家としての業務水準の一層の向上、教育・研修の充実

○会員の継続的能力開発を従来以上に積極的に推進することを目的として、IT技術等の活用の一環としてeラーニングを導入

○特別講演会（平成23年5月25日）

演題「はやぶさとリスク管理～不測の出来事に対処するための準備とは～」

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

教授 川口 淳一郎 氏

○第53回研修会（平成23年6月2日）

演題「健康保険制度の現状と課題・方向性 ―高齢化圧力への対応及び医療情報
のIT化―

健康保険組合連合会 参与 野々下 勝行 氏

演題「医療の進歩と寿命 ―医師の知識・経験からの歴史と将来展望―

国民健康保険中央会 審議役 矢野 周作 氏

○第54回研修会（平成23年8月30日）

演題「社会保障制度と税の一体改革について」

内閣官房社会保障改革担当室長 中村 秀一 氏

○第55回研修会（平成24年1月24日）

演題「財政運営基準の見直し等について」

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課基金数理室長 五十里 篤 氏

○実務研修会（平成24年3月1日～2日）

テーマ：20テーマ

3月1日

- | | |
|------------------------|----------------|
| ・「eラーニングの運営について」 | 上原 尚 氏 |
| 「死亡率小委員会の活動報告」 | 藤井 康行 氏 |
| 「年金数理概論の改定について」 | 枇杷 高志 氏 |
| 「英国CPD調査報告」 | 教育・研修委員会 |
| ・「今後の経済環境と金利動向について」 | 黒瀬 浩一 氏 |
| ・「公的年金財政」 | 西岡 隆 氏 |
| ・「インターナショナル ベネフィット」 | Nicolas Guiho氏 |
| ・「役割業績主義人事制度の概要」 | 平井 久禎 氏 |
| ・「受託者責任と企業年金ガバナンス」 | 田川 勝久 氏 |
| ・「企業会計」 | 井上 雅彦 氏 |
| ・「欧州の年金制度…最近のトピックを中心に」 | 清水 信広 氏 |
| ・「年金基金のリスクマネジメント」 | 杉田 健 氏 |

3月2日

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ・「日本経済の動向」 | 樋 浩一 氏 |
| ・「金融経済学と企業年金財政」 | 山下 実若 氏 |
| ・「IFRSの全体的な動向（退職給付会計を除く）」 | 川端 稔 氏 |
| ・「クロス・ボーダーM&A」 | Jeffrey Howatt氏 |
| | 藤田 献 氏 |
| ・「企業年金に関する裁判例の動向（実務への影響を探る）」 | 森戸 英幸 氏 |

- | | |
|-------------------------|---------|
| ・「全社的リスクマネジメント（ERM）の実務」 | 岡部 貴士 氏 |
| ・「新たな運用手法」 | 谷口和歌子 氏 |
| ・「人口学方法論入門」 | 石井 太 氏 |
| ・「最新実務基準」 | 鈴木 博 氏 |
| | 原田 俊丈 氏 |
| ・「米国の年金制度」 | 小野 正昭 氏 |
| ・「数理ファイナンスの基礎」 | 乾 孝治 氏 |

○年金数理自主研究会

- ・自主研究会研究論文発行（平成23年6月）
テーマ：「高齢化社会と確定給付企業年金制度について」
「退職給付会計における債務評価について」
- ・自主研究会成果発表会（平成23年11月28日）
テーマ：「年金アクチュアリーと死亡率・長寿リスクについて」
「厚生年金基金の財政運営について」
- ・自主研究レポート有志意見交換会（平成24年1月17日）
テーマ：「高齢化社会と確定給付企業年金制度について」
「退職給付会計における債務評価について」

○職業専門性研修会（平成24年1月25日）

- ・研修内容：「IAA教育シラバスと職業専門性」、「年金数理人に求められる職業専門性」、「年金数理人会の倫理規範」、「年金数理実務に関する事例研究／自由討議」

○死亡率小委員会の立上げ、検討状況の報告

- ・IAS19の改正を受け、死亡率の将来推計を検討するための小委員会を立上げ、検討を推進
- ・実務研修会で死亡率小委員会の検討状況を中間報告（平成24年3月）

（8）調査研究の充実

○企業年金全般に関する調査研究の実施

- ・米国の継続的能力開発（CPD）の調査（EAミーティング）（平成24年3月）
- ・IFRS（IAS19）の適用調査（オーストラリア）を実施。調査報告書（日本語・英語）を公表（平成23年4月～7月）
- ・IAS19の解説書出版を企画。出版社と交渉。執筆に着手。

○年金文献資料の収集

○在京外国人年金専門家との交流会（2回実施）

○JSCPA調査報の発行

- ・第1号発刊（平成23年5月）
- ・第2号発刊（平成23年9月）
- ・第3号発刊（平成24年1月）

(9) 広報活動の充実・推進

- ホームページのリニューアル
 - ・eラーニングシステムの開発
- 会報等による広報活動の充実
 - ・「年金数理人」の発行 No. 27 (平成23年7月)
No. 28 (平成23年12月)
No. 29 (平成24年3月)
- 対外的なPR活動の強化
 - ・ホームページを活用した情報発信

(10) 国内外の年金関係機関との情報交換等

- IAA会議等への積極的参画
 - ・IAA会議 (シドニー：平成23年4月)
 - ・PBSS国際会議 (エジンバラ：平成23年9月)
 - ・IAA会議 (ザグレブ：平成23年9月～10月)
 - ・EAAC会議 (クアラルンプール：平成23年10月)
 - ・IASBへのコメント作成に参画
 - ・IAS19の抜本見直しへ向けた議論に参画
 - ・国際数理実務基準の策定に参画
- 厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の継続実施
 - ・企業年金連絡協議会との情報交換会を実施 (平成24年2月)

(11) その他

- 会員のしおりの作成 (平成23年9月)
- 会費の請求・未納者への対応
- 会員名簿の管理
- 会計・税務・予算
- 事務管理システムの改定 (平成23年4月～平成24年1月)

3. 理事会・委員会活動

(1) 理事会 (12回)

- ① 平成24年度事業計画・予算案について審議
- ② 各委員会の委員長、副委員長、委員の選任
- ③ 倫理規範細則第2条に定める判定会議の出席者の指定
- ④ 出納責任者、インターネットバンキングにおけるシステム管理者の指名
- ⑤ 選挙執行委員の選任および役員の定員について審議
- ⑥ 会員の入退会について審議
- ⑦ 事務管理システム更新について審議

- ⑧ 報酬規則および海外出張旅費に関する内規の改正について審議
- ⑨ 厚生年金基金実務基準、確定給付企業年金実務基準、厚生年金基金実務基準ハンドブックの改定について審議
- ⑩ 政令改正に関する意見募集への意見提出について審議
- ⑪ 能力判定試験の科目変更について審議
- ⑫ 大学院寄附講座の実施等および新版年金数理概論刊行について審議
- ⑬ IAA会議への派遣等、国際アクチュアリー会に係る活動について審議
- ⑭ 米国の年金数理人の継続教育実態調査について審議
- ⑮ PBSS会議、東アジアアクチュアリー会議（EAAC）、IAAミニコンgres2012への派遣について審議
- ⑯ JSCPA調査報について審議
- ⑰ 死亡率小委員会の設置について審議
- ⑱ IASBアジェンダ・コンサルテーションおよびIAA国際数理実務基準の公開草案に対するコメント提出について審議
- ⑲ 新公益法人移行について審議
- ⑳ ホームページのリニューアル、Eラーニングシステムの開発について審議

（２）常任委員会

○企画調整委員会（12回）

- ① 企業年金連絡協議会との情報交換実施（平成24年2月16日）
- ② 日本年金数理人会の行動規範および懲戒規則に関する検討を実施
- ③ 日本年金数理人会の能力判定試験の年金数理人としての知識要件化に向けての検討を実施

○総務委員会（3回）

- ① 平成23年度定時総会資料の作成
- ② 平成23年度定時総会の開催（平成23年5月25日）
- ③ 平成24年度事業計画・予算案の作成
- ④ 平成23年度評議員会の開催（平成24年1月30日）

○教育・研修委員会（7回）

- ① 研修計画の作成
- ② 研修会参加記録の作成
- ③ 実務研修会のテーマ・講師の選定及び会場の手配
- ④ 一般研修会の実施（平成23年6月2日、8月30日、平成24年1月24日）
- ⑤ 実務研修会の開催（平成24年3月1日、2日）
- ⑥ eラーニング運営についての検討・コンテンツ作成
- ⑦ 年金数理自主研究会の実施（平成23年11月28日成果発表会）
- ⑧ 自主研究レポート有志意見交換会の実施（平成24年1月17日）
- ⑨ 職業専門性研修会の実施（平成24年1月25日）
- ⑩ 米国の継続教育（EAミーティング）の調査

○広報委員会（5回）

- ① 会報「年金数理人（第27号、28号、29号）」の発行
- ② 年金数理人会パンフレットの改訂について

○国際委員会（6回）

- ① 国際会議への派遣
 - ・ IAA会議（シドニー：平成23年4月）
 - ・ PBSS国際会議（エジンバラ：平成23年9月）
 - ・ IAA会議（ザグレブ：平成23年9月～10月）
 - ・ EAAC会議（クアラルンプール：平成23年10月）
- ② 情報収集
 - ・ 在京外国人年金専門家との交流会（2回実施）

○事務管理委員会（12回）

- ① 会員のしおりの作成、配布
- ② 会費の請求・未納者への対応
- ③ 会員名簿の管理
- ④ 会計・税務・決算に関する事項の運営・管理
- ⑤ 事務管理システムの改定
- ⑥ 事務局の防災対策
- ⑦ その他、事務局の運営・管理

○調査研究委員会（4回）

- ① JSCPA調査報の発刊（3回）
- ② 研修会「社会保障と税の一体改革」開催（教育・研修委員会と共催）
- ③ PBSSコロキウムへの委員派遣

○財政運営実務基準委員会（2回）

- ① 厚生労働省から公募された財政運営基準等にかかる政省令・通知改正案に対して意見を提出（平成23年8月及び10月）
- ② 財政運営基準等の改正案について、意見提出及び確認事項等への対応を実施（平成23年8月～平成24年1月）
- ③ 「厚生年金基金実務基準」、「厚生年金基金実務基準ハンドブック」、及び「確定給付企業年金実務基準」の改正に着手
- ④ 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営にかかる実務基準の会員向け講習を実務研修会にて実施

○紀律委員会（1回）

- ① 「企画調整委員会」の行動規範、懲戒規則に関する検討内容の把握および確認

○試験委員会（9回）

- ① 平成23年度能力判定試験の実施
- ② 平成23年度能力判定試験の採点及び合格者の決定
- ③ 能力判定試験の試験科目見直しを実施

○退職給付会計基準委員会（30回）

- ① ASBJの動向把握
- ② IASBの動向把握
- ③ IASBのアジェンダコンサルテーションに対し、コメントを提出
- ④ IASBの円卓会議（シンガポール）に参加
- ⑤ IAAの国際数理実務基準（総合版）の公開草案に対してコメントを提出
- ⑥ IFRS（IAS19）の適用調査をオーストラリアで実施、報告書作成（日本語、英語）
- ⑦ 「退職給付会計に係る実務基準」の改定（退職給付会計基準（日本基準）の改定に伴う全面改定）の検討を推進
- ⑧ IAS19の解説書出版を企画、出版社と交渉、執筆に着手
- ⑨ 死亡率小委員会を立上げ
- ⑩ IAAの国際数理実務基準の作成に参画
- ⑪ ASBJの退職給付専門委員会に参画

（3）特別委員会

○大学院教育推進特別委員会（5回）

- ① 早稲田大学理工学術院での正規講座への講師推薦を開始
- ② 東京工業大学大学院社会理工学研究科、東京理科大学大学院理学研究科、大阪大学大学院基礎工学研究科、慶應義塾大学大学院理工学研究科での正規講座への講師推薦
- ③ 名古屋大学大学院における寄附講座の実施
- ④ 「新版年金数理概論」の改訂執筆を行い、刊行（大学院テキスト執筆小委員会を設置）

○新公益法人移行等年金数理人会の今後のあり方検討特別委員会（1回）

- ① 公益社団法人化に向けた具体検討を実施。外部機関からのコンサルティングを受け、定款・公益目的事業等について検討

○情報通信技術(ICT)活用検討特別委員会（22回）

- ① ホームページ・リニューアルに向けた開発
- ② eラーニングシステムの開発
- ③ eラーニングコンテンツの作成（教育・研修委員会と連携）

○新公益法人移行プロジェクトチーム（30回）

- ① 新公益法人移行を踏まえた、当会の事業・組織・運営等に関する抜本的な検討を実施
- ② 新公益法人への移行に向け定款・規則等を整備

（4）選挙執行委員会（1回）

- ① 平成24年度役員選挙の準備

4. 評議員会について

開催日時：平成24年1月30日 午前11時

場 所：東京會舘

審議事項：平成24年度事業計画（案）に関する件
公益社団法人への移行に関する件

5. 会員の異動状況

（1）入会

正会員 4名

準会員 18名

（2）資格変更

準会員から正会員への変更 6名

（3）退会

正会員 4名

準会員 19名

（4）会員数（平成24年3月31日現在）

所 属 法 人	正 会 員	準 会 員	合 計
信 託 銀 行	180名	31名	211名
生命保険会社	125	38	163
政令指定法人	39	2	41
その他の法人	95	14	109
個 人	58	6	64
合 計	497	91	588

平成23年度決算報告承認の件

収 支 計 算 書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

(単位： 円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	[320,000]	[420,000]	[△ 100,000]	正会員数の増加傾向の鈍化等
入会金収入	320,000	420,000	△ 100,000	
会費収入	[57,200,000]	[55,230,000]	[1,970,000]	
正会員会費収入	52,000,000	50,260,000	1,740,000	
賛助会員会費収入	200,000	200,000	0	
準会員会費収入	5,000,000	4,770,000	230,000	
事業収入	[19,650,000]	[19,349,000]	[301,000]	
研修会費収入	450,000	300,000	150,000	
講習会費収入	0	10,000	△ 10,000	
懇親会費収入	800,000	619,000	181,000	
受験料収入	1,400,000	1,420,000	△ 20,000	
特別積立金取崩収入	17,000,000	17,000,000	0	
雑 収 入	[0]	[5,000]	[△ 5,000]	
雑 収 入	0	5,000	△ 5,000	
事業活動収入計	77,170,000	75,004,000	2,166,000	
2. 事業活動支出				
事業費支出	[45,789,000]	[43,909,614]	[1,879,386]	事務管理システムの更新等
寄付金支出	400,000	400,000	0	
総会費支出	4,200,000	3,636,892	563,108	
研修会費支出	7,500,000	6,648,104	851,896	
講習会費支出	1,250,000	729,371	520,629	
広報・出版費支出	6,513,000	5,573,082	939,918	
委員会等費支出	8,652,000	8,781,228	△ 129,228	
調査研究費支出	17,272,000	18,138,637	△ 866,637	
租税公課支出	2,000	2,300	△ 300	
管理費支出	[16,674,000]	[15,724,080]	[949,920]	
事務所費支出	5,200,000	4,751,616	448,384	
賃借料雑費支出	1,200,000	1,638,095	△ 438,095	
給料手当支出	7,000,000	7,049,686	△ 49,686	
福利厚生費支出	1,200,000	1,117,380	82,620	
通信運搬費支出	924,000	615,566	308,434	
消耗品費支出	1,100,000	507,737	592,263	
租税公課支出	50,000	44,000	6,000	
事業活動支出計	62,463,000	59,633,694	2,829,306	
事業活動収支差額	14,707,000	15,370,306	△ 663,306	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	[0]	[159,227]	[△ 159,227]	事務管理システムの更新等
減価償却引当資産取崩収入	0	159,227	△ 159,227	
投資活動収入計	0	159,227	△ 159,227	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	[2,200,000]	[2,637,121]	[△ 437,121]	
減価償却引当資産取得支出	2,200,000	2,637,121	△ 437,121	
固定資産取得支出	[22,800,000]	[24,776,430]	[△ 1,976,430]	
什 器 備 品 取得支出	0	1,025,430	△ 1,025,430	
ソフトウェア取得支出	22,800,000	23,751,000	△ 951,000	
投資活動支出計	25,000,000	27,413,551	△ 2,413,551	
投資活動収支差額	△ 25,000,000	△ 27,254,324	2,254,324	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	[800,000]	—	[800,000]	
当期収支差額	△ 11,093,000	△ 11,884,018	791,018	
前期繰越収支差額	17,192,591	17,192,591	0	
次期繰越収支差額	6,099,591	5,308,573	791,018	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、前払金、未払金及び預り金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期末残高
	円	円
現金預金	21,060,957	28,913,380
前払金	0	870,733
合計	21,060,957	29,784,113
未払金	3,660,912	24,228,600
預り金	207,454	246,940
合計	3,868,366	24,475,540
次期繰越収支差額	17,192,591	5,308,573

貸借対照表

平成24年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	28,913,380	21,060,957	7,852,423
前払金	870,733	0	870,733
流動資産合計	29,784,113	21,060,957	8,723,156
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
減価償却引当資産	8,381,388	5,903,494	2,477,894
特別積立金	19,949,577	36,949,577	△ 17,000,000
特定資産合計	28,330,965	42,853,071	△ 14,522,106
(2) その他固定資産			
建物	968,232	1,051,807	△ 83,575
什器備品	1,547,518	1,565,041	△ 17,523
ソフトウェア	5,839,400	2,584,731	3,254,669
ソフトウェア仮勘定	19,267,500	0	19,267,500
敷金	3,018,200	3,018,200	0
その他固定資産合計	30,640,850	8,219,779	22,421,071
固定資産合計	58,971,815	51,072,850	7,898,965
資産合計	88,755,928	72,133,807	16,622,121
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	24,228,600	3,660,912	20,567,688
預り金	246,940	207,454	39,486
流動負債合計	24,475,540	3,868,366	20,607,174
負債合計	24,475,540	3,868,366	20,607,174
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	64,280,388	68,265,441	△ 3,985,053
(うち特定資産への充当額)	(28,330,965)	(42,853,071)	(△14,522,106)
正味財産合計	64,280,388	68,265,441	△ 3,985,053
負債及び正味財産合計	88,755,928	72,133,807	16,622,121

正味財産増減計算書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[420,000]	[340,000]	[80,000]
受取入会金	420,000	340,000	80,000
受取会費	[55,230,000]	[56,030,000]	[△ 800,000]
正会員会費	50,260,000	50,980,000	△ 720,000
賛助会員会費	200,000	200,000	0
準会員会費	4,770,000	4,850,000	△ 80,000
事業収益	[2,349,000]	[2,525,000]	[△ 176,000]
研修会費	300,000	330,000	△ 30,000
講習会費	10,000	0	10,000
懇親会費	619,000	805,000	△ 186,000
受験料	1,420,000	1,390,000	30,000
雑収益	[5,000]	[0]	[5,000]
雑収益	5,000	0	5,000
経常収益計	58,004,000	58,895,000	△ 891,000
(2) 経常費用			
事業費	[44,722,283]	[45,031,718]	[△ 309,435]
寄付金	400,000	750,000	△ 350,000
総会費	3,636,892	3,840,000	△ 203,108
研修会費	6,648,104	6,898,135	△ 250,031
講習会費	729,371	572,372	156,999
広報・出版費	5,573,082	2,479,285	3,093,797
委員会等費	8,781,228	10,951,044	△ 2,169,816
調査研究費	18,138,637	14,592,536	3,546,101
減価償却費	812,669	842,787	△ 30,118
租税公課	2,300	3,528	△ 1,228
20周年事業費	0	4,102,031	△ 4,102,031
管理費	[17,181,032]	[16,781,112]	[399,920]
事務所費	4,751,616	5,133,205	△ 381,589
給料手当	7,049,686	6,923,308	126,378
福利厚生費	1,117,380	1,140,547	△ 23,167
通信運搬費	615,566	697,777	△ 82,211
減価償却費	1,456,952	1,086,170	370,782
消耗品費	507,737	538,144	△ 30,407
賃借料雑費	1,638,095	1,189,789	448,306
租税公課	44,000	72,172	△ 28,172
経常費用計	61,903,315	61,812,830	90,485
当期経常増減額	△ 3,899,315	△ 2,917,830	△ 981,485
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	[85,738]	[0]	[85,738]
ソフトウェア除却損	85,738	0	85,738
経常外費用計	85,738	0	85,738
当期経常外増減額	△ 85,738	0	△ 85,738
当期一般正味財産増減額	△ 3,985,053	△ 2,917,830	△ 1,067,223
一般正味財産期首残高	68,265,441	71,183,271	△ 2,917,830
一般正味財産期末残高	64,280,388	68,265,441	△ 3,985,053
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	64,280,388	68,265,441	△ 3,985,053

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

公益法人会計基準(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)を全面適用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却は、次の方式によっている。

建物を除く有形固定資産	定率法
建物及び無形固定資産	定額法

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産	円	円	円	円
減価償却引当資産	5,903,494	2,637,121	159,227	8,381,388
特別積立金	36,949,577	0	17,000,000	19,949,577
合計	42,853,071	2,637,121	17,159,227	28,330,965

特別積立金当期減少額の17,000,000円は情報通信技術活用事業に伴う取崩しである。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産	円	円	円
減価償却引当資産	8,381,388	8,381,388	0
特別積立金	19,949,577	19,949,577	0
合計	28,330,965	28,330,965	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
	円	円	円
建物	1,407,000	438,768	968,232
什器備品	6,635,538	5,088,020	1,547,518
ソフトウェア	8,694,000	2,854,600	5,839,400
合計	16,736,538	8,381,388	8,355,150

5. ソフトウェア仮勘定の内訳

ソフトウェア仮勘定の内訳は、次のとおりである。

内容	取得価額
	円
HPリニューアル費用	17,797,500
能力判定試験管理システム機能追加	1,470,000
合計	19,267,500

財 産 目 録

平成24年 3月31日現在

(単位： 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
普通預金 (みずほ銀行・本店)	28,913,380		
前払金	870,733		
流動資産合計		29,784,113	
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
減価償却引当資産 (みずほ銀行・本店)	8,381,388		
特別積立金 (みずほ銀行・本店)	19,949,577		
特定資産合計	28,330,965		
(2) その他固定資産			
建物	968,232		
什器備品	1,547,518		
ソフトウェア	5,839,400		
ソフトウェア仮勘定	19,267,500		
敷金	3,018,200		
その他固定資産合計	30,640,850		
固定資産合計		58,971,815	
資産合計			88,755,928
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金 (HPリニューアル費用他)	24,228,600		
預り金	246,940		
源泉所得税	32,070		
住民税	71,000		
社会保険料	143,870		
流動負債合計		24,475,540	
負債合計			24,475,540
正味財産			64,280,388

監 査 報 告 書

社団法人日本年金数理人会
理 事 長 佐々木政治 殿

平成 2 4 年 4 月 1 1 日
社団法人日本年金数理人会

監事 樫 木 勝 弘



監事 日 下 部 朋 久



監事 野々下 勝 行



私達は、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの平成 2 3 年度の会計及び業務監査を実施し、次のとおり報告する。

1 監査方法と概要

- (1) 会計監査については、収支について帳簿及び関係書類を閲覧し、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会等の会議に出席し、理事から業務聴取し、さらに関係書類の閲覧を行い、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支状況及び財政状態は、正しく表示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であるものと認める。
- (3) 理事の職務執行に関して、不正行為や法令もしくは定款違反の事実はないものと認める。

以上

平成24年度事業計画案承認の件

1. 基本方針

わが国における「社会保障と税の一体改革」に関する議論をはじめとし、先進各国の財政改革に関する議論の進展、リーマンショックやユーロ圏の経済混乱の影響による年金資産運用実績の変動幅の拡大、退職給付に関する、国際会計基準IAS19号および日本基準の改正など、企業年金制度・社会保障制度をとりまく環境は大きく変化している。また、わが国においては企業年金制度の財政健全化を図るべく、財政運営基準の見直しが行なわれたが、これは、従業員の老後所得保障の一翼を担うものとして企業年金制度の重要性がより一層増しているからに他ならない。

このような環境下、当会の果たすべき公共的・社会的使命に鑑み、平成25年4月1日を目途に、当会は公益法人制度改革関連法に基づく新公益法人へ移行することとしている。

当会は、年金数理に関する職能団体として、従来から、高い倫理観と厳しい規範遵守の精神に立脚し実務的な取組みを強化してきたところであるが、新公益法人への移行準備を進める中で、それらの活動をより一層充実させる必要がある。平成23年度から、会員の継続的能力開発を従来以上に積極的に推進することを目的として、IT技術等の活用の一環としてeラーニングを導入し、能力開発機会の提供を図りつつあるが、今後は会員の継続的能力開発がよりいっそう重要となる。さらに、社会保障制度の改革議論の進展を踏まえた企業年金制度の将来像の検討・提言など、当会のノウハウを活用した積極的な活動を展開していかなければならない。

当会は、新公益法人への移行を踏まえ、当会の使命である企業年金の普及・発展に向けた公益活動をより一層推進する。

2. 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第4条に規定されている事業として具体的に次の事業を推進する。

(1) 新公益法人への移行実現

- ・平成25年4月1日付の新公益法人移行実現に向けた認定申請作業の推進

(2) 新公益法人としての基盤整備

- ・新公益法人としての新たな業務課題の検討
- ・IT等を活用した業務推進体制の整備と活用

(3) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- ・新たな行動規範に基づくコンプライアンス教育の継続・強化

(4) 企業年金関連事項に関する提言

- ・海外の年金制度改革の動向、国際的な会計基準の改正を踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言

(5) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

ア 能力判定試験

- ・新能力判定試験の着実な実施

イ 大学院等への年金数理教育に関する支援

- ・名古屋大学大学院での寄付講座の継続と見直し
- ・大阪大学、慶應義塾大学、東京工業大学、東京理科大学、早稲田大学の各大学院の正規講座への講師推薦等の支援継続

ウ 啓発活動

- ・企業年金連合会等の事業への協力
- ・企業年金の啓発活動

(6) 実務基準の改編、整備と周知徹底

- ・企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即して、実務基準の迅速な制定、改編、整備と会員への周知徹底を推進
- ・確定給付企業年金制度に関するQ&Aの整備・充実

(7) 年金数理の専門家としての業務水準の一層の向上、教育・研修の充実

- ・教育・研修の強化・充実
 - －会員の継続的能力開発のありかたについての研修体系・目標設定等に関する検討
 - －eラーニングを活用した研修カリキュラムの充実と定着化

(8) 調査研究の充実

- ・ 企業年金および関連分野に関する調査研究の実施
- ・ 企業年金および関連分野に関する文献資料の収集・整備
- ・ 研究活動の活性化

(9) 広報活動の充実・推進

- ・ ホームページのリニューアル・更新体制の充実
- ・ 会報等による広報活動の充実
- ・ 対外的な PR 活動の強化

(10) 国内外の年金関係機関との情報交換等

- ・ IAA 会議等への積極的参画
- ・ 厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の継続実施

第4号議案

平成24年度予算案承認の件

正味財産増減予算書

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[420]			
受取入会金	420			
受取会費	[55,270]			
正会員受取会費	50,230			
準会員受取会費	4,840			
賛助会員受取会費	200			
事業収益	[2,700]			
研修会事業収益	450			
講習会事業収益	10			
懇親会費収益	620			
受験料収益	1,620			
雑収益	[300]			
雑収益	300			
経常収益計	58,690			
(2) 経常費用				
事業費	[43,767]			
会議費	3,440			
会場費	4,192			
旅費交通費	7,076			
通信運搬費	444			
減価償却費	4,785			
消耗品費	90			
印刷製本費	5,920			
諸謝金	5,250			
租税公課	1			
支払寄付金	400			
委託費	10,300			
図書費	600			
諸会費	769			
雑費	500			
管理費	[26,635]			
給料手当	7,000			
福利厚生費	1,400			
会議費	484			
会場費	3,885			
旅費交通費	20			
通信運搬費	900			
減価償却費	1,710			
消耗品費	1,300			
印刷製本費	283			
光熱水料費	180			
賃借料	6,020			
諸謝金	345			
租税公課	42			
委託費	2,543			
諸会費	373			
雑費	150			
経常費用計	70,402			
当期経常増減額	△ 11,712			
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0			
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0			
当期経常外増減額	0			
当期一般正味財産増減額	△ 11,712			
一般正味財産期首残高	64,280			
一般正味財産期末残高	52,568			
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0			
指定正味財産期首残高	0			
指定正味財産期末残高	0			
III 正味財産期末残高	52,568			

(注) 当年度予算額は勘定科目の見直しを行ったため、前年度予算額は記載していない。

収 支 予 算 書

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	[420]	[320]	[100]	
入会金収入	420	320	100	
会 費 収 入	[55,270]	[57,200]	[△ 1,930]	
正会員会費収入	50,230	52,000	△ 1,770	見積りをより精緻に実施
準会員会費収入	4,840	5,000	△ 160	
賛助会員会費収入	200	200	0	
事業収入	[22,650]	[19,650]	[3,000]	
研修会費収入	450	450	0	
講習会費収入	10	0	10	
懇親会費収入	620	800	△ 180	
受験料収入	1,620	1,400	220	
特別積立金取崩収入	19,950	17,000	2,950	当年度は公益社団法人移行に伴う取崩し 前年度はICT対応費用取崩し
雑 収 入	[300]	[0]	[300]	
雑 収 入	300	0	300	
事業活動収入計	78,640	77,170	1,470	
2. 事業活動支出				
事業費支出	[45,471]	[45,789]	[△ 318]	
寄付金支出	400	400	0	
総会費支出	3,797	4,200	△ 403	
研修会費支出	8,715	7,500	1,215	一般研修会の回数増加
講習会費支出	1,263	1,250	13	
広報・出版費支出	12,120	6,513	5,607	e-ラーニング [※] のコンテンツ開発及び維持費
委員会等費支出	8,801	8,652	149	
調査研究費支出	10,374	17,272	△ 6,898	海外出張旅費の削減
租税公課支出	1	2	△ 1	
管理費支出	[18,436]	[16,674]	[1,762]	
事務所費支出	6,200	5,200	1,000	倉庫賃料
賃借料雑費支出	1,594	1,200	394	
給料手当支出	7,000	7,000	0	
福利厚生費支出	1,400	1,200	200	
通信運搬費支出	900	924	△ 24	
消耗品費支出	1,300	1,100	200	
租税公課支出	42	50	△ 8	
事業活動支出計	63,907	62,463	1,444	
事業活動収支差額	14,733	14,707	26	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	[8,382]	[0]	[8,382]	
減価償却引当資産取崩収入	8,382	0	8,382	当年度はその他固定資産への振替を含む
投資活動収入計	8,382	0	8,382	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	[0]	[2,200]	[△ 2,200]	
減価償却引当資産取得支出	0	2,200	△ 2,200	当年度は積立でない
固定資産取得支出	[9,014]	[22,800]	[△ 13,786]	
什器備品取得支出	0	0	0	
ソフトウェア取得支出	1,000	22,800	△ 21,800	当年度は公益社団法人化に伴うHPカスマイズ [※] 前年度はHPリニューアルと事務管理システム開発 当年度は特定資産からの振替
減価償却引当資産取得支出	8,014	0	8,014	
投資活動支出計	9,014	25,000	△ 15,986	
投資活動収支差額	△ 632	△ 25,000	24,368	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	[0]	[800]	[△ 800]	
当期収支差額	14,101	△ 11,093	25,194	
前期繰越収支差額	5,309	17,193	△ 11,884	
次期繰越収支差額	19,410	6,100	13,310	

役員の選任の件

平成24年4月2日に告示した役員選挙については、理事候補者数及び監事候補者数がそれぞれ定員と同数だったため、選挙管理規則第11条の規定に基づき、役員選挙は実施しないこととし、同規則第16条第3項の規定に基づき、以下の役員候補者が無投票で当選した。当該役員候補者を役員に選任する。

理 事

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 法 人 名
阿久津 太	三菱UFJ信託銀行株式会社
上 原 尚	住友生命保険相互会社
大 山 義 広	三井住友信託銀行株式会社
小 川 伊知郎	第一生命保険株式会社
小 泉 辰 也	みずほ信託銀行株式会社
佐々木 淳	明治安田生命保険相互会社
鈴 木 博 司	日本生命保険相互会社
中 田 正	虎ノ門アクチュアリー事務所
枇 杷 高 志	有限責任あずさ監査法人
堀 田 晃 裕	有限責任監査法人トーマツ
水 上 孝	企業年金連合会
和 田 貴 一	株式会社りそな銀行

以上12名

監 事

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 法 人 名
鎌 田 史 男	みずほ信託銀行株式会社
高 市 幸 夫	富国生命保険相互会社
野々下 勝 行	健康保険組合連合会

以上3名

公益社団法人への移行認定申請の件

本総会決議の後、速やかに内閣府公益認定等委員会に対し移行認定申請書、定款変更案等を提出することにより、平成25年4月1日の移行を目標として、公益社団法人への移行認定を申請する。

定款の変更承認の件

公益社団法人の設立の登記の日を以て発効することとして、定款の変更を行う。

本総会決議の後、内閣府公益認定等委員会との間での認定手続きの過程等で修正又は変更を求められた場合の更正については、本総会の決議の趣旨に反しない範囲で理事会に一任する。

公益社団法人日本年金数理人会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）と称し、英文では The Japanese Society of Certified Pension Actuaries と表示する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、厚生年金保険法第 176 条の 2 第 2 項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の使命及び職責に鑑み、その資質の向上及び品位の保持並びに年金数理の改善進歩を図ることを通じて、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金等の財政の健全性の維持向上等、広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
- (2) 退職給付会計に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
- (3) 会員の品位の保持を図るため、行動規範の制定及び改廃を行うこと。
- (4) 年金数理の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
- (5) 会員の資質の向上及び年金数理の改善進歩を図るため、研修及び啓発のための事業を行うこと。

- (6) 会員資格要件判定のため、能力判定試験を行うこと。
- (7) 年金数理人名簿に関する資料を管理すること。
- (8) 会報、広報誌その他刊行物の発行、出版等、情報を発信すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。

(1) 正会員

年金数理人

(2) 準会員

次のいずれかに該当する者

イ 本会が実施する能力判定試験の全科目に合格した者

ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の全科目に合格した者

ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の第1次試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望する者

(3) 名誉会員

本会の発展に貢献のあった者として、理事会で決定した者

(4) 特定会員

正会員又は準会員であって70歳以上の者のうち、会費の免除を申請して理事会で承認された者

(5) 賛助会員

本会の目的に賛同する法人

2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める正会員入会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 準会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める準会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。
- 3 賛助会員として入会しようとする法人は、理事会において別に定める賛助会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。
- 4 準会員となろうとする者又は賛助会員となろうとする法人の入会は、理事会においてその可否を決議し、理事長が本人又は当該法人に通知するものとする。
- 5 正会員については第 1 項の正会員入会届を理事長が受領した日、準会員及び賛助会員については前項の理事会で決議した日をもって入会日とする。

(入会金及び会費)

第 7 条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、会費規則に規定する入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 年金数理人名簿への登載を取り消され又は抹消されたとき。
 - (2) 退会の申し出があり、理事長がこれを受理したとき。
 - (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 法人が解散し又は破産したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 会費を納入期限後 1 年以上滞納し、理事会が退会の決議をしたとき。
 - (7) 特定会員であって、本会与 1 年以上連絡が取れず、理事会が退会の決議をしたとき。
- 2 前項第 2 号の規定に関わらず、第 9 条の規定により懲戒の手續きに付された会員は、その手續きが結了するまで退会することができない。

(懲戒)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員を懲戒することができる。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の行動規範に違反したとき。
 - (3) 本会の名誉を毀損したとき。

- 2 懲戒処分は、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により行う。
 - (1) 訓告
 - (2) 戒告
 - (3) 除名
- 3 懲戒処分は、その事由に該当すると認められる会員に対し、紀律委員会又は不服審査会の決議を経てこれを行う。ただし、前項第 3 号の場合には、紀律委員会又は不服審査会の決議を経て、当該会員に対し弁明の機会を与えたうえ、総会の決議により、これを決する。
- 4 前項の場合において、第 14 条第 2 項に定める審議事項を示した書類として当該会員の作成した弁明書を添付することによって、弁明の機会を与えたものとみなす。
- 5 理事長は、第 3 項による紀律委員会及び不服審査会又は総会の決議について、当該会員に通知しなければならない。
- 6 その他必要な事項は別に定める懲戒規則の規定による。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(種類)

- 第 11 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。
- 2 前項の定時総会及び臨時総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第 12 条 総会は、すべての正会員、準会員及び名誉会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員、準会員及び名誉会員 1 名につき 1 個とする。

(開催)

- 第 13 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員、準会員及び名誉会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 14 条 総会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時、場所、目的及び審議事項を示した書類をもって、総会の日の 2 週間前までに通知しなければならない。
- 3 前条第 2 項第 2 号の請求があったときは、理事長はその日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

(権限)

第 15 条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 行動規範の制定及び改廃
- (2) 懲戒規則の制定及び改廃
- (3) 会費規則の制定及び改廃
- (4) 役員の報酬等並びに費用に関する規程の制定及び改廃
- (5) 理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の制定及び改廃
- (6) 理事及び監事の選任
- (7) 理事及び監事の解任
- (8) 会員の除名
- (9) 定款の変更
- (10) 解散
- (11) 短期借入金を除く資金の借入
- (12) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (13) 公益認定の取消し又は合併に伴う財産の贈与
- (14) 清算に伴う残余財産の贈与
- (15) 従たる事業所の設置
- (16) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(定足数)

第 16 条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員、準会員及び名誉会員の総数の過半数の出席により成立する。

- 2 総会に出席できない正会員、準会員及び名誉会員は、書面による議決権の行使又は他の正会員、準会員及び名誉会員を代理人とする議決権の行使をすることができる。

- 3 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数に算入する。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の過半数をもって行う。

- 2 総会においては、第 14 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、議案が緊急を要するもので、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上の同意があった場合はこの限りではない。この場合において、第 16 条第 2 項の規定のうち書面による議決権については、反対の意思が表明されたものとして取り扱う。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の解任に関する総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、次の総会の決議は、すべての正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 名が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を会長とすることができる。
- 4 第2項の理事長及び前項の会長をもって代表理事とする。
- 5 理事長及び会長以外の理事のうち、5名以内を副理事長とすることができる。
- 6 代表理事以外の理事を本会の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員の選任)

第21条 役員は、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。ただし、会員でない理事は、理事の総数の3分の1以下とする。

- 2 理事長は、理事会の決議によって選定する。
- 3 会長は、理事会の決議によって選定することができる。
- 4 副理事長は、理事会の決議によって選定することができる。
- 5 業務執行理事は、理事会の決議によって選定することができる。
- 6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、理事長の委嘱を受けて本会の業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長及び会長を補佐する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は3箇月に1回以上、自己の職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、必要があると認められるときには理事長に対し、理事会の招集を請求できる。

(役員の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議に基づいて解任することができる。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員でない理事及び監事に対しては、役員の報酬等並びに費用に関する規程に基づき報酬を支給する。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(設置及び構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して、必要がある場合にはその職務に関し意見を述べなければならない。

(種類、開催及び招集)

- 第 28 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 23 条第 3 項の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、少なくとも開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。
 - 4 理事長は、第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(権限)

- 第 29 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に係る実務基準等の制定及び改廃
 - (5) 退職給付会計に係る実務基準等の制定及び改廃
 - (6) 委員会規則の制定及び改廃
 - (7) 能力判定試験規則の制定及び改廃
 - (8) 経理規程の制定及び改廃
 - (9) 謝礼等支出規則の制定及び改廃
 - (10) 事務局組織運営規程の制定及び改廃
 - (11) 総会に付議すべき事項
 - (12) 前各号に定める事項のほか、総会の決議を要しない本会の業務の執行に関する事項

(定足数)

第 30 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席した理事の互選によりこれを定める。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その提案について、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、すべての代表理事が欠席した場合は、出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(責任の一部免除)

第 34 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項に基づく理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 7 章 評議員及び顧問

(評議員)

第 35 条 本会に、評議員 10 名以上 20 名以内を置くことができる。

- 2 評議員は、有識者又は学識経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。
- 5 評議員は再任を妨げない。
- 6 理事長は理事会に諮り、評議員の委嘱を解くことができる。

(顧問)

- 第 36 条 本会に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の要請により、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 顧問は、本会の発展に貢献のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 4 顧問は、理事又は監事を兼ねることができない。
 - 5 理事長は理事会に諮り、顧問の委嘱を解くことができる。
 - 6 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。
 - 7 顧問は再任を妨げない。
 - 8 顧問は、無報酬とする。

第 8 章 評議員会

(評議員会)

- 第 37 条 本会に、評議員会を置くことができる。
- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。
 - 3 評議員会は、本会の運営に関し、重要事項につき理事会の諮問に応じ、て審議を行い、理事会に意見を具申する。
 - 4 評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 9 章 会 計

(事業年度)

- 第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記

載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を経て、行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、定時総会に提出し、その内容を報告しなければならない。
- 3 第 1 項の書類を変更する場合は、理事会の承認を受けなければならない。
- 4 第 2 項に規定する報告の後で第 1 項の書類を変更する場合は、臨時総会を開催し、その内容を報告しなければならない。ただし軽微な変更を除く。
- 5 第 1 項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。第 1 項の書類を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号、以下「認定法」という。）第 22 条第 1 項に規定する書類を、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿（第 5 条第 2 項の会員の名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

- 第 41 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に必要な事項は、経理規程に規定する。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、経理規程に規定する。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 42 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年 9 月 7 日内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 40 条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

- 第 43 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。
- 2 前項の決議については、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第 45 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第 46 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、

認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の配当を行わない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、又は審議する。

3 委員会に関し必要な事項は、委員会規則に規定する。

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、副事務局長及び所要の職員をおく。

3 事務局長及び副事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局組織運営規程に規定する。

(実施細則)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号、以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 第2条 本会の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
鈴木 博司（理事長）、大山 義広（会長）
- 第3条 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

行動規範及び懲戒規則の制定承認の件

公益社団法人の設立の登記の日を以て発効することとして、行動規範及び懲戒規則の制定を行う。

本総会決議の後、内閣府公益認定等委員会との間での認定手続きの過程等で修正又は変更を求められた場合の更正については、本総会の決議の趣旨に反しない範囲で理事会に一任する。

行 動 規 範

われわれ年金数理人は、年金数理に関する専門家として、昭和 63 年 9 月の年金数理人制度の法制化以後、年金数理人の資質の向上及び品位の保持に努めると同時に、年金数理の改善進歩を図ることを通じて、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金の財政の健全性の維持向上、退職給付に関する会計基準への貢献等に取り組んできた。

年金の社会的使命の重要性が高まるとともに、年金数理人の専門的職能と関与する公共の利益の大きさがあらためて注目されており、年金数理人の果たすべき役割に対する期待はますます高まってきている。このような社会的要請に応え、年金数理に関する専門家としての年金数理人に対する社会的な信頼を不動のものとするため、ここに、行動規範を制定する。

(目的)

第 1 条 この行動規範は、公益社団法人日本年金数理人会定款第 5 条第 1 項に定める正会員、準会員、名誉会員及び特定会員（以下「会員」という。）が遵守すべき事項を定める。

(業務)

第 2 条 行動規範の対象となる業務（以下「業務」という。）は以下の通りである。

- (1) 厚生年金基金の数理計算業務及び法令に定める確認業務
- (2) 確定給付企業年金の数理計算業務及び法令に定める確認業務
- (3) 国民年金基金の数理計算業務及び法令に定める確認業務
- (4) 退職給付会計に関する数理計算業務

(遵守義務)

第 3 条 会員は、業務を行うに当たって、行動規範を遵守しなければならない。

- 2 会員は、定款及び懲戒規則に定められている懲戒手続きの適用を受け、かつ、その定めに基づいて異議の申し立てをする権利を有するものであり、定款及び懲戒規則に定める正規の手続きを経た決定又は懲戒規則に定める不服審査会の決定に服さなければならない。
- 3 会員は、最新の行動規範の定めを必ず理解しておかなければならない。

(信用保持)

- 第4条 会員は、その社会的使命にかんがみ、年金数理人の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。
- 2 会員は、年金数理に関する専門職能の信望を高めるよう行動しなければならない。
- 3 会員は、誤りや誤解を与えるおそれがあると認識している又は認識すべき広告宣伝活動や勧誘に従事してはならない。

(専門業務)

- 第5条 会員は、専門的職能人としての技術及び注意をもって、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。
- 2 会員は、一般社会及び業務の依頼者（以下「顧客」という。）並びに所属法人に対して専門的職能人としての職責を全うできるよう行動しなければならない。
- 3 会員は、専門的職能人として業務を遂行するため、会員相互の研鑽その他を通じ自己の能力の向上に努めなければならない。

(業務の提供)

- 第6条 会員は、自己の顧客や所属法人等に勤務する者と共同して業務を遂行しなければならない。
- 2 会員は、業務を行うだけの能力があり、かつ、適切な経験を有する場合でなければ、その業務を遂行してはならない。また、会員は、依頼された業務の遂行に必要な情報の取得に努めなければならない。
- 3 会員は、他の会員が以前に提供した業務を引受けるよう依頼された場合には、その職責を辞退すべき理由がないことを確認するために、その会員の意見を聞くことが適切かどうか、検討しなければならない。
- 4 会員は、関係法令及び本会定款並びに本会が定める規則の他、適切な実務基準に従って業務を遂行しなければならない。
- 5 会員は、本会又は他者が作成し、本会が採用している実務に関する指針であって、会員に対して拘束力のあるもののうち、関連のあるものを全て考慮に入れなければならない。また、本会又は他者が作成し、本会が採用している実務に関する情報であって、会員に対して拘束力のないものを参考にすることができる。

(業務責任の明示)

第7条 会員は、業務の結果を報告するにあたり、それがどの顧客のためのものであるか及び自己がどのような立場でその業務を遂行したかを確認しなければならない。

- 2 会員は、業務の結果を報告するにあたり、自己がその職責を負うことを明示しなければならない。会員は、顧客又は所属法人等に対して、業務の範囲、適用した手法およびデータに関する補足の情報や説明を提供するために、自己又は他の情報源が利用できる範囲を示さなければならない。

(利害の対立)

第8条 会員は、自己の公正な活動が損なわれず、かつ、現在の又は潜在的な利益相反が全ての当事者に対して全て開示されている場合を除き、現在の又は潜在的な利益相反に自己が含まれることになる業務を遂行してはならない。

(守秘義務)

第9条 会員は、秘密情報(公表されていない顧客情報及び業務を行った結果としてその会員が得た顧客情報を指す。)を第三者に漏洩してはならない(法的な要件に従う範囲内であって、顧客が承認する場合又は本会の懲戒手続きにおいて必要とされる場合を除く。)。

(報酬の源泉)

第10条 会員は、顧客に提供する業務に関して、自己に対するその顧客以外の重要な報酬又は収益の源泉があることが判明した場合は、直ちにその顧客に対してその源泉を開示しなければならない。

(疑義)

第11条 会員は、この行動規範の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規範に規定がない事項について疑義が生じた場合、理事長にその疑義についての判定を求めることができる。

- 2 前項の申し出があった場合、理事長は関係委員会に諮問しその答申を得た後、理事会の決議を得て判定を行う。

附 則

第 1 条 この行動規範は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

懲 戒 規 則

(目的)

第 1 条 この懲戒規則は、公益社団法人日本年金数理人会定款第 5 条第 1 項に定める正会員、準会員、名誉会員及び特定会員（以下「会員」という。）に対する懲戒手続に関し必要な事項を定める。

(懲戒処分)

第 2 条 会員が定款第 9 条第 1 項に該当するとして会員若しくは会員以外の者から処分申立てがあった場合は、その内容を審査し、必要である場合には理事長の名において定款第 9 条第 2 項に定める懲戒処分を行う。

(処分の申立て)

第 3 条 前条の処分の申立ては、理事長に対して書面で行わなければならない。

(判定会議)

第 4 条 前条の申立てがあった場合、理事長は審査を開始する要件を備えているかどうかを判定する会議（以下「判定会議」という。）を招集する。

2 前項の「審査を開始する要件」は、次の各号のとおりとする。

(1) 申立ての対象となる者（以下「被申立人」という。）が会員であること。

(2) 被申立人が定款第 9 条第 1 項のいずれかに違反したことについての申立てであること。

なお、正会員 5 名以上が連名で処分を申し立てたとき又は申し立てることに同意しているときは、審査を開始する要件を備えているものとする。

3 判定会議の出席者は次の 3 とする。

(1) 理事長

(2) あらかじめ理事会で指名された副理事長 1 名

(3) あらかじめ理事会で指名された前 2 号以外の理事 1 名

4 判定会議は全員の出席がなければ開催することができない。

5 判定は過半数の賛成で決する。

6 理事長は、判定の結果について、処分を申し立てた者（以下「申立人」という。）に文書で報告しなければならない。

(紀律委員会)

第 5 条 前条の判定の結果、審査を開始することとしたときは、委員会規則に定める紀律委員会で処分の要否を審査のうえ、決する。

2 処分を要する場合には、紀律委員会は以下の各号いずれに該当するかを決する。

(1) 定款第 9 条第 2 項第 1 号の処分

(2) 定款第 9 条第 2 項第 2 号の処分

(3) 定款第 9 条第 2 項第 3 号の処分に相当するとして定款第 11 条に定める総会の招集を理事会に発議すること

(紀律委員会の開催)

第 6 条 紀律委員会は、理事長の要請に基づき委員長が招集する。

2 紀律委員会は、5 名以上かつ利害関係者を除いた委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。利害関係者を除いた委員数が 4 名以下になったときは、委員会規則に基づき、速やかに委員を追加選任しなければならない。

3 利害関係者は、紀律委員会に出席することができない。

4 利害関係者に該当するか否かは、委員長が判定する。委員長が利害関係者に該当するか否かは副委員長が判定する。

(紀律委員会の運営)

第 7 条 紀律委員会は、申立人及び被申立人本人、又はそれらの代理人から意見を聴取しなければならない。

2 紀律委員会は、参考人からの意見聴取など、その審査に必要と思われる手続により、事案の把握に努めなければならない。

3 決議を行うには、処分の適否を審査する紀律委員会に出席した委員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

(不服審査会)

第 8 条 紀律委員会の決議について、申立人若しくは被申立人は理事長に対して異議を申し立てることができる。

2 異議の申立ては、紀律委員会の決議が申立人若しくは被申立人に通知された日の翌日から起算して各々 60 日以内に文書で行わなければならない。

3 前項の異議の申立てがあった場合には、理事長は、紀律委員会で決定

された決議を再度審査するために、不服審査会を設置する。

- 4 不服審査会は 5 名以上の委員で構成するものとし、会員の中から本人の同意を得て理事会の推薦により理事長が選任する。ただし、次の者を除外する。
 - (1) 理事長及び会長
 - (2) 紀律委員会委員
 - (3) 申立人又は被申立人と利害関係にある会員
- 5 不服審査会の委員のうち 3 分の 1 以上は理事以外の者とする。
- 6 不服審査会の委員長は理事長が選任する。
- 7 不服審査会の開催、運営については第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。

(記録及び報告)

- 第 9 条 紀律委員会及び不服審査会の議事及び発言については、記録を作成し、決した後、文書で理事会に報告しなければならない。

(紀律委員会及び不服審査会の決議の通知)

- 第 10 条 紀律委員会及び不服審査会の決議及びその理由は、理事長より申立人及び被申立人に郵送その他の通信手段によって通知されなければならない。
- 2 紀律委員会の決議は、所定の期間内に第 8 条に定める異議の申立てが行われなかった場合に確定し、効力を生じる。
 - 3 不服審査会の決議は、被申立人に通知したときに確定し、効力を生じる。

(総会の決議の通知)

- 第 11 条 定款第 9 条第 3 項ただし書きに関する総会の決議及びその理由は、理事長より申立人及び被申立人に郵送その他の通信手段によって通知されなければならない。
- 2 総会の決議は、被申立人に通知したときに確定し、効力を生じる。

(秘密の保持)

- 第 12 条 判定会議の出席者並びに紀律委員会及び不服審査会の委員は、会議出席者又は委員としての職務遂行上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(公表)

第 13 条 理事長は、被申立人が定款第 9 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の処分に処せられた場合には、その内容を一般に公表しなければならない。ただし、理事会がこれと異なる決定をした場合はこの限りではない。

(疑義)

第 14 条 会員は、この懲戒規則の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規則に規定がない事項について疑義が生じた場合、理事長にその疑義についての判定を求めることができる。ただし、第 7 条又は第 8 条により審査中の事項については、紀律委員会又は不服審査会の決定に従わなければならない。

2 前項の申し出があった場合、理事長は関係委員会に諮問しその答申を得た後、理事会の決議を得て判定を行う。

附 則

第 1 条 この懲戒規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会費規則の改定承認の件

公益社団法人の設立の登記の日を以て発効することとして、会費規則の改定を行う。

本総会決議の後、内閣府公益認定等委員会との間での認定手続きの過程等で修正又は変更を求められた場合の更正については、本総会の決議の趣旨に反しない範囲で理事会に一任する。

会 費 規 則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）定款第 7 条に定める入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 「年金数理業務」とは、厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金の財政計算、財政検証及び再計算等の業務及び理事会において年金数理業務として決定した業務をいう。
 - (2) 「企業年金等に関する業務」とは、確定給付型企業年金、確定拠出年金、退職給付会計、コンサルティング、資産運用等に関する業務として、理事会において決定した業務をいう。
 - (3) 「本会が定めた法人」とは、企業年金等に関する業務を業とする法人として、理事会において決定した法人並びに企業年金連合会、国民年金基金連合会をいう。

(入会金)

- 第 3 条 本会の会員となった者は、名誉会員を除き、入会日の属する月の翌々月末までに入会金として金 2 万円を本会に納付しなければならない。
- 2 会員が退会し再び会員となるときは、前項の金額の納付を免除する。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、賛助会員に係る入会金、納付時期等については、毎年度理事会において決定する。

(会費)

- 第 4 条 正会員、準会員及び賛助会員は、会費を納付しなければならない。
- 2 正会員及び準会員の会費の額は次のとおりとする。

正会員	年額	金 12 万円
準会員	年額	金 5 万円
 - 3 前項の規定にかかわらず、正会員であり、本会が定めた法人に所属せず、本会に申請し、理事会において承認された者の会費は、年額金 8 万円とする。
 - 4 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する正会員及

び準会員についての会費は、年額金 2 万円とする。

(1) 本会が定めた法人に所属せず、年金数理業務に関して報酬を受けておらず、本会に申請し、理事会において承認された者

(2) 本会が定めた法人に所属し、年金数理業務に関して報酬を受けておらず、事業年度の開始日の前日において満65歳以上であり、本会に申請し、理事会において承認された者

5 前3項の規定にかかわらず、特定会員及び名誉会員の会費は免除する。ただし、特定会員については、就業していないことを要件とする。

6 賛助会員に係る会費の金額については、毎年度理事会において決定する。

(会費の納付時期等)

第 5 条 事業年度の開始日（4 月 1 日）において正会員及び準会員である者は、毎年 5 月末日までに、その事業年度の会費を納付しなければならない。ただし、第 4 条第 3 項又は第 4 項に該当する者は、7 月末日までとする。

2 事業年度の開始日の翌日（4 月 2 日）以降に会員となった者は、入会日の属する月の翌々月末までに、その事業年度の会費として第 4 条に定める金額を納付しなければならない。

3 準会員が正会員となった場合は、正会員入会届を理事長が受領した日の属する月の翌々月末までに、正会員のその事業年度の会費の額から準会員のその事業年度の会費の額を控除した額を納付しなければならない。

4 賛助会員については、理事会で納付時期を決定し、当該納付時期までに、その事業年度の会費を納付しなければならない。

(入会金及び会費の使途)

第 6 条 第 3 条の入会金及び第 4 条の会費は、毎事業年度における合計額の 50% 以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、総会の決議により行う。

(実施細則)

第 8 条 この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

附 則

第 1 条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員の報酬等並びに費用に関する規程の制定承認の件

公益社団法人の設立の登記の日を以て発効することとして、役員の報酬等並びに費用に関する規程の制定を行う。

本総会決議の後、内閣府公益認定等委員会との間での認定手続きの過程等で修正又は変更を求められた場合の更正については、本総会の決議の趣旨に反しない範囲で理事会に一任する。

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人日本年金数理人会（以下、「本会」という。）定款第26条に定める役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
 - (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員には報酬等を支給しない。

(報酬)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、会員でない役員については、職務の執行の対価として報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬は、理事会出席等の必要の都度、22,222円（うち源泉所得税相当額2,222円）とする。
 - 3 前2項に規定する報酬は、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

- 第5条 役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

- 第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する

ものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(実施細則)

第 8 条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

附 則

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の改定承認の件

公益社団法人の設立の登記の日を以て発効することとして、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の改定を行う。

本総会決議の後、内閣府公益認定等委員会との間での認定手続きの過程等で修正又は変更を求められた場合の更正については、本総会の決議の趣旨に反しない範囲で理事会に一任する。

理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本年金数理人会定款第 21 条に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の候補者（以下「役員候補者」という。）を選出する選挙（以下「役員候補者選挙」という。）に関し必要な事項を定める。

（役員の定員）

第 2 条 理事長は、理事会の決議を経て役員の定員を定める。

（日程）

第 3 条 理事長は、役員候補者選挙を行う事業年度開始の日以降最初の平日（以下「選挙基準日」という。）における正会員、準会員及び名誉会員（以下「選挙人」という。）をもって選挙人名簿を作成しなければならない。ただし、「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。

2 理事長は、選挙基準日に役員候補者選挙の選挙期日、立候補の届出期間を公示し、かつ、速やかに選挙人に対し通知しなければならない。

3 理事長は、選挙期日の 1 月前までに選挙執行委員を委嘱し、かつ、選挙執行委員会を招集しなければならない。

（選挙権）

第 4 条 選挙基準日から引続き正会員、準会員又は名誉会員である者は、選挙権を有する。

（被選挙権）

第 5 条 被選挙権は、選挙基準日から引き続き公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 6 条第 1 号ロからニまで、第 3 号及び第 6 号に規定する欠格事由に該当しない者が有する。

第2章 選挙執行委員及び選挙執行委員会

(選挙執行委員会)

第6条 役員候補者選挙に関する事務は、選挙執行委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(構成)

第7条 委員会は、選挙執行委員（以下「委員」という。）5名以上10名以内をもって構成する。

(委嘱等)

第8条 委員は、正会員及び準会員のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱し、その任期は、委嘱を受けたときから、役員候補者選挙により選出された役員候補者の選任が付議される総会が終了するときまでとする。

2 委員会は、委員の互選によって委員長及び副委員長各1名をおく。

(候補者名簿)

第9条 委員会は、立候補届を受理し、これを記載した書面（以下「候補者名簿」という。）を作成する。

2 前項において、理事については、受理した立候補者数が定員に満たない場合又は会員である立候補者数が定員の3分の2に満たない場合は、立候補者数が定員を満たしかつ会員である立候補者数が定員の3分の2を満たすまで候補者を委員会が選定し、候補者名簿に追記する。

3 第1項において、監事については、受理した立候補者数が定員に満たない場合は、定員に満たない候補者を委員会が選定し、候補者名簿に追記する。

(委員会)

第10条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を管理し、かつこれを代表する。

(定足数)

第11条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ決議することができない。

第3章 役員候補者選挙

(役員候補者選挙)

第12条 選挙人は、第9条の規定により候補者名簿に記載された者（以下「立候補者等」という。）によって、役員候補者を選挙する。

2 前項の規定にかかわらず、理事については、立候補者等の数が定員と同数かつ会員でない立候補者等の数が定員の3分の1以下の場合は役員候補者選挙は実施しない。

3 第1項の規定にかかわらず、監事については、立候補者等の数が定員と同数の場合は役員候補者選挙は実施しない。

(役員候補者選挙の通知)

第13条 委員会は、選挙期日の10日前までに立候補者等及び投票締切日時を選挙人に通知しなければならない。

なお、役員候補者選挙を実施しない場合は、第18条に代えて、第17条第4項の規定により、立候補者等を当選者として会員に報告しなければならない。

(選挙方法)

第14条 選挙人は、委員会所定の書面により、立候補者等のうち推薦すべき氏名に印をつけ、投票締切日時までに到着するように委員長に送付しなければならない。

(開票)

第15条 投票締切日時を過ぎたときは、委員長は、直ちに委員会を招集し得票数の計算をしなければならない。

2 委員会は、予め選挙立会人5名を指名し、前項の得票数の計算に当たり立会を求めなければならない。

3 投票に関して疑義を生じたときは、選挙立会人の意見を聴いて委員会が決定する。

(投票の無効)

第16条 委員会所定の書面によらない投票は無効とする。

(当選者)

第 17 条 得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事については、会員でない立候補者等の数が定員の 3 分の 1 を超えている場合は、会員である立候補者等のうち得票数の多い者から定員の 3 分の 2 に至るまでの者を当選者とし、続いて当該当選者を除いた立候補者等のうち得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。

3 前 2 項の場合において、理事又は監事について、各々の立候補者等の得票数がそれぞれ同数の者 2 名以上あるときは、抽選により当選者を決定する。

4 第 12 条第 2 項又は同条第 3 項の規定により役員候補者選挙を実施しない場合は、立候補者等を無投票で当選者とする。

(選挙結果の報告)

第 18 条 委員長は、役員候補者選挙の結果を会員に報告しなければならない。

(議事録)

第 19 条 役員候補者選挙が終了したときには、委員会は役員候補者選挙の経過及びその結果を記載した議事録を作成し、立会った委員及び選挙立会人がこれに記名押印しなければならない。

2 第 17 条第 4 項の規定により当選者を決定した場合には、議事録に代え、その経緯を示した書類を作成し、委員の過半数がこれに記名押印しなければならない。

3 議事録等は、投票その他の関係書類とともに、総会で選任された役員の任期中本会に保存する。

第 4 章 補欠選挙

(補欠選挙)

第 20 条 補欠選挙は、この規則に定めるところにより行う。この場合、第 3 条第 1 項の「事業年度開始の日」は、「選挙期日の 1 月前」、同条第 3 項の「選挙期日の 1 月前」は、「選挙期日の 20 日前」及び第 13 条の「選挙期日の 10 日前」は、「選挙期日の 5 日前」と読み替えるものとする。

(別途の補欠選挙)

第 21 条 理事について理事長がこの規則に定める以外の手続きにより補欠選挙を行うことが適当と認めたときは、前条の規定にかかわらず、理事会の決議した方法により補欠選挙を行うことができる。この場合、第 18 条の報告は、理事長がその経過及び結果を書面により会員に通知することをもってこれに代える。

2 この場合、通知発送後 20 日以内に、正会員、準会員及び名誉会員の過半数の書面による反対があれば、当該補欠選挙は無効とする。

第 5 章 補 則

(改廃)

第 22 条 この規則の改廃は、総会の決議により行う。

(実施細則)

第 23 条 この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

附 則

第 1 条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。